

森町告示第146号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年度、令和6年度及び令和7年度に森町が発注する製造の請負、物件の買入れ並びにその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項、資格審査の申請時期、申請の方法等について、次のとおり告示する。

なお、定期申請の受付はすでに終了しており、随時申請及び資格審査の変更審査申請（再申請）及び変更届が必要な場合のみ申請を要するものとする。

令和6年12月9日

北海道茅部郡森町長 岡嶋 康輔

1 競争入札に参加できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別な理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する次に掲げる者

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者

(3) 森町に係る町税又は消費税・地方消費税を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人として使用している者

2 審査基準日

資格審査の基準日は、随時申請について申請する月の初日とする。

3 資格の種類

別表第1のとおり

4 申請の種類による資格要件等

(1) 「物品等」を申請する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前2年間に、希望する業種において売上高を有していること。
- ウ その営業に関して許可、免許、登録等を要するものについては、当該営業に関する許可、免許、登録等を有する者であること。

(4) その他の申請については、前各号に準じて取り扱うものとする。

5 資格の決定等

随時申請は、申請書の内容及び提出書類に不備がない状況で揃ったときを受理とし、原則として翌月中までに資格の決定を行い、競争入札参加資格者名簿に登録する。

6 資格の有効期間

資格の決定日から令和8年3月31日まで

7 資格の取消し

前記1に該当することとなったときは、参加資格を取り消す場合がある。また、次の各号に該当することとなったときも同様とする。

- (1) 競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をしたとき。
- (2) 法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。

8 申請の受付期間

- (1) 随時申請は、令和5年4月1日から令和7年12月12日までとする。
- (2) 特に町長が必要と認めた場合は、町長の指定する日とする。

9 中小企業組合等の取扱い

(1) 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

(2) 申請の受付期間

前記8の申請の受付期間のほか、次のいずれかに該当したときに申請することができる。

ア 中小企業組合等が、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けたとき。

イ 構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合が設立されたとき。

10 申請方法等

(1) 申請方法

ア【物品等】

郵送での方法のみとする。送付先は下記のとおりとする。

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

森町役場契約管理課契約管理係 宛

※封筒には、「入札参加資格審査申請書」と記載すること。

※受領書を返信のため、返信用封筒を同封すること。

(2) 受付時間

随時申請は前記8の(1)の申請の受付期間内に申請すること。

(3) 提出書類

ア「物品等」を申請する場合

申請は、次の書類を提出することにより行うものとする。

No.	区 分	法 人	個 人	摘 要
1	競争入札参加資格審査申請書	○	○	森町様式1（第1面～第7面）
2	従業員名簿		○	森町様式2
3	技術者名簿	○	○	森町様式3【業務委託等のみ】
4	代表者身分証明書（写し可）		○	申請時3か月以内に市区町村長発行のもの ※森町の場合：住民生活課で発行
5	営業証明書（写し可）		○	申請時3か月以内に市区町村長発行のもの ※営業証明書が発行されない場合及び業種（事業内容）が記載されていない場合は、希望する業種の営業を証する書類（業種の取扱いを証する契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）等の写し） ※森町の場合：税務課で発行
6	履歴事項全部証明書（写し可）	○		申請時3か月以内に法務局発行のもの ※公益法人等の場合は、定款及び寄付行為を提出してください。
7	許可・登録証明書の写し	○	○	営業に関する許認可等を必要とする営業種目で申請する場合は、必ず提出してください。また、そのほかに許認可等がある場合も提出願います。
8	印鑑証明書（写し可）	○	○	【法人】：申請時3か月以内に法務局発行のもの 【個人】：申請時3か月以内に市区町村長発行のもの
9	納税証明書（写し可）	○	○	各証明書は、申請時3か月以内に発行されたもの 【消費税及び地方消費税】：税務署発行 【法人】【個人】納税証明書「その3」※ ※法人であれば「その3の3」でも可 個人であれば「その3の2」でも可 税務署ウェブサイト請求 e-taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp） 【市区町村発行の納税証明書】 【町内に本店、受任先の支店・営業所がある場合】 ：森町税務課発行のもの 【町外の支店・営業所に受任する場合】※ ：受任先が所在する市区町村発行のもの ※受任地の納税証明書は他に支店・営業所の所在が確認できる書類（建設業許可証明書等）がある場合は必要ありません。
10	決算書（財務諸表）の写し（直近1年分）	○	○	【法人】：貸借対照表、損益計算書等 【個人】：確定申告書、損益計算書等 （収支内訳が明示されている書類）
11	年間委任状（支店等に委任される場合）	○	○	任意様式
12	暴力団排除による誓約書	○	○	森町様式6
13	中小企業組合等の場合は、法人と同じ提出書類のほか、組合員名簿、官公需適格組合証明書（該当する場合）の写し、組合の定款及び概要について提出してください。			

※申請書は紙ファイル等（A4版）に綴じ、表紙と背表紙に商号又は名称を記載してください。

11 資格審査の変更審査申請（再申請）及び変更届

(1)提出方法

ア【物品等】

資格の有効期間内に変更審査申請（再申請）及びにかかる次の各号に掲げる事項に変更があったときは、「競争入札参加資格変更審査申請書（森町様式4）」又は「競争入札参加資格審査申請書変更届（森町様式5）」にその変更を行う事由にかかる書類を添付し当課へ提出するものとする。森町ホームページ・入札情報・入札参加申請からダウンロードできます。

(2)変更事由

「競争入札参加資格変更審査申請書」の提出が必要な場合

ア 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合

イ 中小企業組合等がその構成員を変更した場合（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあつては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）

ウ 資格者が会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始決定を受けた場合

「競争入札参加資格審査申請書変更届」の提出が必要な場合

ア 住所、商号又は名称、法人の代表者氏名、主たる事業等を変更した場合

イ 許可及び登録等に関する事項に変更があった場合

別表第1（3関係）

物品等の業種区分

番号	区 分	番号	区 分
1	物品供給等	3	業務委託等
2	リース・レンタル	4	不用品回収

※造林等（植栽・保育・地拵等）、情報システム設計及びその他業務については、物品等の3業務委託等で申請すること